明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令（**内閣府**四一）　二

〔**府令・省令**〕

○認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・法務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**二）　七

○一般振替機関の監督に関する命令及び電子記録債権法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・法務**三）　一三

○特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・法務・財務**二）　一五

○預金保険法施行規則等の一部を改正する命令（**内閣府・財務**五）　一五

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・経済産業**五）　一五

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**八）　一五

○労働金庫法施行規則及び労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令の一部を改正する命令（**同**九）　一五

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**七）　一六

〔**省　令**〕

○商標法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**四二）　一九

〔**告　示**〕

○労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令附則第二条第二項の規定に基づき金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第八条第三項第三号に掲げるものとする件を廃止する件（**金融庁・厚生労働**一）　二一

○労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件及び労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件の一部を改正する件（**同**二）　二一

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令附則第四条第二項の規定に基づき農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第十条第三項第三号に掲げるものとする件を廃止する件（**同**三）　二四

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令附則第三条第二項の規定に基づき農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第七条第三項第三号に掲げるものとする件を廃止する件（**同**二）　二五

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令附則第二条第二項の規定に基づき農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第七条第三項第三号に掲げるものとする件を廃止する件（**同**一）　二六

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**一）　二六

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する必要な調整を定める件等の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**一）　二六

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令附則第二条第二項の規定に基づき農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第七条第三項第三号に掲げるものとする件を廃止する件（**同**二）　二七

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令附則第二条第二項の規定に基づき農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第七条第三項第三号に掲げるものとする件を廃止する件（**同**三）　二八

〔**官庁報告**〕

国家試験

令和元年度建設機械施工技術検定合格者公告（国土交通省）　一四三

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　一五三

特殊法人等

東日本高速道路株式会社工事一部完了関係　二〇八

地方公共団体

行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　二〇九

会社その他

会社決算公告　二一〇